

令和7年度板橋区消費生活相談員（会計年度任用職員）募集要項（再募集）

令和7年2月10日
板橋区消費者センター

1 応募資格

- （1）採用日現在、次のいずれかの資格を有し、パソコンの基本操作ができる方
- ① 消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等一部を改正する法律（平成26年法律第71号）附則第3条第1項のみなし合格者を含む）
 - ② （一財）日本消費者協会主催の「消費生活コンサルタント」養成講座を修了した者
 - ③ （一財）日本産業協会の「消費生活アドバイザー」として資格認定されている者
 - ④ 国民生活センターの「消費生活専門相談員」として資格認定されている者
- （2）地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する方は応募できません。

2 募集職種及び人員

消費生活相談員（会計年度任用職員） 1名

3 勤務場所

板橋区消費者センター

4 職務内容

- （1）消費生活相談に関すること
- （2）消費生活被害防止等を目的とした区民に対する啓発事業に関すること
- （3）その他上記に付随する業務

5 任用期間

令和7年4月1日以降

雇用開始日から令和8年3月31日まで

※条件付き採用期間あり（原則1か月）

※勤務成績により任用を更新する場合あり

6 勤務条件

- （1）報酬 日額16,800円（地域手当相当分を含む）
※採用されるまでに給与改定が行われた場合には、その額によります。
※通勤に係る費用は実費相当分を支給します。（1か月の上限額55,000円）
※この他に期末手当・勤勉手当の支給があります。
- （2）勤務日数 月16日勤務（原則、土・日・祝日・年末年始を除く）
- （3）勤務時間 午前9時から午後5時（休憩時間1時間含む）

- (4) 時間外労働 区民対応・緊急時に発生する場合あり。(年数時間程度)
- (5) 加入保険 雇用保険、厚生年金、健康保険
- (6) その他 有給休暇、慶弔休暇等あり 定期健康診断あり

7 選考方法

- (1) 一次選考 書類選考、小論文(800～1000字程度、自筆)
- (2) 二次選考 面接

◎一次選考通過者には、面接日程を後日連絡いたします。また、不採用の方には郵便でお知らせします。

8 申込方法

下記の書類を郵送または持参により提出ください。

(1) 提出書類

- ① 板橋区消費生活相談員採用選考申込書(別紙1)
- ② 課題小論文

課題「消費者被害防止のための板橋区の消費生活相談における相談員の役割について、あなたの考えを述べなさい」

別紙2の用紙を使用し、自筆すること

- ③ 応募資格を証明できる資格証明の写し
- ④ 110円切手を貼った返信用封筒(自宅等郵送先の郵便番号・住所及び指名を記載)

※封筒に「消費生活相談員採用選考申込」を朱書きし、必ず簡易書留で送付ください。普通郵便による事故については責任を負いません。

※応募書類は返却いたしません。

※お預かりした個人情報は、採用選考以外の目的には使用いたしません。

(2) 申込期限

随時

※採用者が決定した段階で締め切ります。

(3) 提出先

〒173-0004 東京都板橋区板橋二丁目65番6号 情報処理センター7階
板橋区くらしと観光課消費者センター あて

TEL 03(3579)2266

※選考内容・結果についての問い合わせには応じられません。